

# 農業経営基盤強化促進事業利用権設定申込書（第4・1（1）④に該当する者）

倉敷市長あて

印

←貸し手印

印

←借り手印

整理番号

令和 年 月 日

農業経営基盤強化促進基本構想（くらしきの魅力ある農業経営）に基づき、下記のとおり農用地の利用権設定をしたい（受けたい）ので申し込みます。

貸し手(利用権を設定する者)	郵便番号( ) 住所	ふりがな 氏名	印	電話番号 ( ) - 生年月日 T・S・H 年 月 日
借り手(利用権の設定を受ける者)	郵便番号( ) 住所	ふりがな 氏名	印	電話番号 ( ) - 生年月日 T・S・H 年 月 日

## 1 利用権設定各筆明細

利用権を設定する土地					設定する利用権								利用権を設定する土地の貸し手以外の権原者（共有者等）がある場合				備考
大字	小字	地番	地目		面積 (㎡)	利用内容 (作物名)	始期 年月日	存続 年数	利用権の種類	10aあたりの借賃		借賃の 支払方法		住所	氏名	権原の 種類	
			台帳	現況													
			田・畑 ( )	田・畑		稲・麦・野菜 その他( )	・	年	賃貸借(有償) 使用貸借(無償)	現金 物納米	円 kg	持 口座振替			所有権 その他	印	
			田・畑 ( )	田・畑		稲・麦・野菜 その他( )	・	年	賃貸借(有償) 使用貸借(無償)	現金 物納米	円 kg	持 口座振替			所有権 その他	印	
			田・畑 ( )	田・畑		稲・麦・野菜 その他( )	・	年	賃貸借(有償) 使用貸借(無償)	現金 物納米	円 kg	持 口座振替			所有権 その他	印	
			田・畑 ( )	田・畑		稲・麦・野菜 その他( )	・	年	賃貸借(有償) 使用貸借(無償)	現金 物納米	円 kg	持 口座振替			所有権 その他	印	
			田・畑 ( )	田・畑		稲・麦・野菜 その他( )	・	年	賃貸借(有償) 使用貸借(無償)	現金 物納米	円 kg	持 口座振替			所有権 その他	印	
			田・畑 ( )	田・畑		稲・麦・野菜 その他( )	・	年	賃貸借(有償) 使用貸借(無償)	現金 物納米	円 kg	持 口座振替			所有権 その他	印	

## 2 共通事項 裏面に記載

農業委員氏名  
農地利用最適化推進委員氏名

印

←地元委員の確認印をもらってください。

## 3 貸借期間の中途の契約終了時における違約金に関する取り決め事項

違約金に関する取り決めが (ある ・ ない)

取り決めがある場合、その内容

## 4 損害賠償金に関する取り決め事項

損害賠償金に関する取り決めが (ある ・ ない)

取り決めがある場合、その内容

## 5 貸し手の農業経営状況等

貸し手の経営規模	貸付の理由
不作地	経営移譲年金受給のため
0.3ha未満	農業廃止
0.3～0.5ha	兼業による経営縮小
0.5～0.7ha	高齢化による経営縮小
0.7～1.0ha	病気等で労力不足
1.0～1.5ha	耕作不便・低生産地のため
1.5～2.0ha	集約部門への転換のため
2.0～2.5ha	相手方の要望
2.5～3.0ha	その他
3.0～5.0ha	
5.0ha以上	

備考

農業委員会の確認	
耕作権	該当 非該当
農業者年金	該当 非該当
農業相続	該当 非該当

(1) 貸付（借受）の「面積」は土地登記簿によるものとし、1筆の一部について利用権が設定される場合には、〇〇〇㎡のうち〇〇〇㎡と記載し、当該部分を特定できる図面を添付する。

(2) 「10aあたりの借賃」は10a（約1反）当りの1年分の借賃を書いてください。

(3) 借賃は現金の場合は当該土地の1年間当りの借賃の額を、物納の場合は米の重量を記載する。

## 2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 借賃の支払い猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

### (2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により農地法（昭和27年法律第229号）第24条に規定する割合を越えることとなったときは、乙は甲に対しその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

### (3) 解約にあたっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を得るものとする。（ただし、(4)に該当する場合は、この限りではない。）

### (4) 契約の解除

甲は、乙が目的物たる農地を適正に利用していないと認められる場合には、利用権を解除するものとする。

### (5) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### (6) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### (7) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### (8) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が中途解除・満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増加額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については増加額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費した金額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

### (9) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

### (10) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

### (11) その他

この農用地利用集積計画に定めない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。